



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1113	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
1114	〃	(〃).....	2
1115	〃	(〃).....	2
1116	〃	(〃).....	3
1117	〃	(〃).....	3
1118	〃	(〃).....	3
1119	〃	(〃).....	4
1120	〃	(〃).....	4
1121	〃	(〃).....	4
1122	〃	(〃).....	5
1123	〃	(〃).....	5
1124	〃	(〃).....	5
1125	〃	(〃).....	6
1126	〃	(〃).....	6
1127	〃	(〃).....	7
1128	〃	(〃).....	7
1129	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	7
1130	〃	(〃).....	8
1131	〃	(〃).....	8
1132	保安林予定森林	(森林整備課).....	8
1133	〃	(〃).....	9
1134	切目川河川総合開発(切目川ダム本体工)工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(河川課).....	9
1135	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12
1136	〃	(〃).....	12

○ 教育委員会告示

6	平成24年度和歌山県立高等学校生徒募集定員	12
---	-----------------------	-------	----

○ 収用委員会告示

5	土地収用法による裁決手続開始の決定	14
---	-------------------	-------	----

○ 公告

	入札公告	(河川課).....	14
--	------	------------	----

告 示

和歌山県告示第1113号

和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年10月11日

和歌山県告示第1114号

和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成20年8月25日から平成23年1月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原の各一部地区
- 5 認証年月日
平成23年10月11日

和歌山県告示第1115号

和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区
- 5 認証年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1116号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成21年5月7日から平成23年2月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年10月11日

和歌山県告示第1117号

和歌山県田辺市本宮町田代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町田代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町田代の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年10月11日

和歌山県告示第1118号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成21年5月7日から平成23年2月18日まで
- 3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区

5 認証年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1119号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区

5 認証年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1120号

和歌山県和歌山市吹上1丁目・吹上2丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成21年4月15日から平成23年3月16日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市吹上1丁目・吹上2丁目地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市吹上1丁目・吹上2丁目地区

5 認証年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1121号

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成21年4月1日から平成23年3月28日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区

5 認証年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1122号

和歌山県有田市下中島・山田原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成21年5月2日から平成23年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県有田市下中島・山田原の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田市下中島・山田原の各一部地区

5 認証年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1123号

和歌山県有田市糸我町西の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成21年5月2日から平成23年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県有田市糸我町西の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田市糸我町西の一部地区

5 認証年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1124号

和歌山県有田市初島町浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）

第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成21年5月2日から平成23年2月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市初島町浜の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市初島町浜の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年10月11日

和歌山県告示第1125号

和歌山県和歌山市小瀬田・本渡の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月3日から平成22年12月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市小瀬田・本渡の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市小瀬田・本渡の各一部地区
- 5 認証年月日
平成23年10月11日

和歌山県告示第1126号

和歌山県御坊市岩内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市岩内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市岩内の一部地区
- 5 認証年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1127号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月10日から平成23年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年10月11日

和歌山県告示第1128号

和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年10月11日

和歌山県告示第1129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

有医 121-23	楠林産婦人科医院	有田郡有田川町金屋256-1	平成 23.9.1
--------------	----------	----------------	--------------

和歌山県告示第1130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医 91-23	真砂小児科	新宮市新宮7684番地の91	平成 23.10.1

和歌山県告示第1131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬 28-23	紀南ヘルシーデポ薬局上富田店	西牟婁郡上富田町岩田1774-1	平成 23.8.8
紀薬 8-23	きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	平成 23.9.1
田薬 55-23	紀南ヘルシーデポ薬局田辺店	田辺市新万23番14-2号	平成 23.8.8
田薬 56-23	紀南ヘルシーデポ薬局三栖店	田辺市下三栖1257番7	平成 23.8.8

和歌山県告示第1132号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市秋津川字中通576の1・576の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、576の4、576の6・576の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、576の16、576の17、578の3、578の4、578の11から18まで、579（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中通576の1・576の3・576の4・576の14・576の16・576の17・578の12から17まで（以上12筆に

ついて次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1133号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町熊野川字白久野153、154（次の図に示す部分に限る。）、155

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、切目川河川総合開発（切目川ダム本體工）工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定めたので告示する。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事名等

(1) 工事年度及び工事番号 平成23年度 県債切総 第1号-20

(2) 工事名 切目川河川総合開発（切目川ダム本體工）工事

2 入札参加資格審査申請書類及びその配布方法

(1) この一般競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書類」という。）とする（詳細は入札説明書による。）。)

(2) 配布場所及び期間等

ア 場所

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課（県庁南別館8階）

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130（直通）

イ 期間

平成23年10月21日（金）から同年12月1日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）よりダウンロードすることができる。

(ア) 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

(イ) ダウンロード可能期間

平成23年10月21日（金）から同年12月1日（木）までの入札情報システム利用可能時間

(ウ) 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前4時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

3 入札参加資格確認申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年10月24日（月）から同月31日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで間（正午から午後1時までの間を除く。）に、2（2）アの場所で受け付ける。ただし、平成23年10月31日（月）は、午後2時までとする。提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

5 入札参加者に必要な資格

この一般競争入札に参加できる者は、次の要件を全て満たしている共同企業体とする。

なお、共同企業体の各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 共同企業体の構成員は次のアからサまでに掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。

ウ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

エ 申請書類において、重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載しなかった者でないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けた者であること。

ク 土木一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

ケ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

コ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

サ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

(2) 一共同企業体の構成員数は、3者であること。

(3) 一構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。

(4) 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

(5) 共同企業体の代表者となる者は、次のア、イ及びウに掲げる要件を満たしていること。また、構成員の中で最大の施工能力を有する者で、出資比率は、構成員の中で最大であること。

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査結果の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,200点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

イ 平成8年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した、堤高30m以上の重力式コンクリートダム本体工事（砂防ダム及び治山ダム本体工事を除く。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ウ 次の条件を満たす専任の監理技術者を配置できる者であること。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

あ 1級建設機械施工技士の資格を有する者

い 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

う これらと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

(イ) 平成8年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した、堤高30m以上の重力式コンクリートダム本体工事（砂防ダム及び治山ダム本体工事を除く。）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ウ) ダム工事総括管理技術者の資格を有する者であること。

(エ) 土木一式工事の監理技術者資格者証を有する者であること。

(オ) 申請書類の提出日において継続して3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在すること。）にあること。

(6) 共同企業体の代表者以外の構成員は、総合評定値が850点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

(7) 共同企業体の代表者以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。

(8) (5) イの施工実績及び(5) ウの配置予定の技術者の工事の施工経験は、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び施工経験を有するものであること。

6 入札参加資格審査申請書類に関する問い合わせ先

2 (2) アに同じ。

7 資格確認の結果通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認結果通知書により平成23年11月8日（火）までに通知する。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成23年11月9日（水）から同月15日（火）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により2(2)アに掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成23年11月18日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第1135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3138	岩出市岡田字嶋田787番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 23.10.7	6.00	34.81

和歌山県告示第1136号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3146	伊都郡かつらぎ町大字西飯降字中垣内95番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 23.10.7	5.00	27.85

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第6号

平成24年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。
平成23年10月21日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立紀の川高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成 24 年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第 1 (第 1 項関係)
〔全日制の課程〕

学 校 名	学 科 名 (コース名等)	学 級 数	定 員
橋 本	普通科	3	120
	※1 普通科 (県立中)	2	80
紀 北 工 業	機械科	2	80
	電気科	1	40
伊 都	システム化学科	1	40
	普通科	4	160
紀 北 農 芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠 田	普通科	2	80
	総合ビジネス科	1	40
粉 河	情報処理科	1	40
	普通科	6	240
那 賀	理数科	1	40
	普通科	8	320
貴 志 川	国際科	1	40
	普通科	5	200
和 歌 山 北	人間科学科	1	40
	普通科 (西校舎)	2	80
和 歌 山	普通科 (北校舎)	7	280
	スポーツ健康科学科	2	80
向 陽	総合学科	6	240
桐 蔭	普通科	6	240
	※1 環境科学科	2	80
和 歌 山 東	普通科	4	160
	※1 普通科 (県立中)	2	80
星 林	数理科学科	2	80
	普通科	6	240
和 歌 山 工 業	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和 歌 山 工 業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	2	80
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
和 歌 山 商 業	創造技術科	1	40
	ビジネス創造科	9	360

学 校 名	学 科 名 (コース名等)	学 級 数	定 員
海 南	普通科 (海南校舎)	4	160
	教養理学科 (海南校舎)	1	40
	普通科 (大成校舎)	2	80
	(美里分校) 普通科	1	40
箕 島	普通科 (普通)	3	120
	普通科 (スポーツ)	2	80
	情報経営科	1	40
	機械科	1	40
有 田 中 央	総合学科 (総合)	4	160
	※2 総合学科 (福祉)		
(清水分校)	普通科	1	40
耐 久	普通科	7	280
日 高	普通科	4	160
	※1 総合科学科	2	80
(中津分校)	普通科	1	40
紀 央 館	普通科	4	160
	工業技術科	1	40
南 部	普通科	3	120
	生産技術科	1	40
	園芸科	1	40
	服飾デザイン科	1	40
(龍神分校)	普通科	1	40
田 辺	普通科	6	240
	※1 自然科学科	2	80
田 辺 工 業	機械科	2	80
	電気電子科	2	80
	情報システム科	1	40
神 島	普通科	4	160
	経営科学科	4	160
熊 野	看護科	1	40
	総合学科	4	160
串 本 古 座	普通科 (串本校舎)	3	120
	普通科 (古座校舎)	2	80
新 宮	普通科	6	240
新 翔	総合学科	4	160
合 計		195	7,800

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち2クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

別表第 2 (第 2 項関係)
〔定時制の課程〕

学 校 名	学 科 名	学 級 数	定 員	
※3 紀 の 川	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
粉 河	普通科	夜間	1	40
※3 きのくに青雲	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
和 歌 山 工 業	情報会計科	夜間	1	30
	機械電気科	夜間	1	40
※4 海 南 (本校及び下津分校)	建築科	夜間	1	40
	普通科	夜間	1	40
耐 久	普通科	夜間	1	40
日 高	普通科	夜間	1	40
※3 南 紀	普通科	昼間	1	35
		夜間	1	30
(周参見分校)	普通科	夜間	1	30
新 宮	普通科	夜間	1	40
合 計		17	605	

※3 単位制高等学校である紀の川、きのくに青雲及び南紀(本校)の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

※4 定時制課程の海南高等学校下津分校は、合格者の希望状況により、学級を開設する。

別表第 3 (第 3 項関係)
〔通信制の課程〕

学 校 名	学 科 名	定 員
紀 の 川	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南 紀	普通科	

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成23年10月13日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成23年10月21日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道371号改築工事（橋本バイパス・和歌山県橋本市柱本字沓掛地内から同市柱本字深山地内まで、同市橋谷字上平地内から同市橋谷字不動平地内まで及び同市御幸辻字田中垣内地内から同市小原田字佃地内まで）並びにこれに伴う市道及びため池付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類	
		登記簿	現 況								登記簿
和歌山県 橋本市橋 谷字上平	墓地	墓地	125	199.10	10.76	—	森下八代彦 (持分1/7)	和歌山県橋本市橋谷501番地	—	—	—
							黒岩康治 (持分1/7)	和歌山県橋本市橋谷432番地			
							黒岩仲雄 (持分1/7)	和歌山県橋本市橋谷461番地			
							上垣旭 (持分1/7)	和歌山県橋本市橋谷258番地			
							北村好正 (持分1/7)	和歌山県橋本市橋谷428番地			
							岩坪毅美 (持分1/7)	和歌山県橋本市高野口名倉963番地の1			
							和田稔 (持分1/7)	和歌山県橋本市橋谷432番地			

公 告

入 札 公 告

切目川河川総合開発（切目川ダム本体工）工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

平成23年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 平成23年度 県債切総 第1号-20
- (2) 工事名 切目川河川総合開発（切目川ダム本体工）工事
- (3) 工事場所 日高郡印南町高串地内
- (4) 工事概要 重力式コンクリートダム
堤高 44.5m、堤頂長 127.0m
基礎掘削工 54,500m³
基礎処理工 一式
堤体工 67,420m³
閉塞工 一式
仮設工 一式
- (5) 工期 平成27年3月31日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 事後公表
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE方式工事である。
- (9) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年11月4日制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。
- (10) 本工事は和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年6月1日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
- (11) 本工事は低入札価格調査実施要領（平成16年6月15日制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第1134号に規定する切目川河川総合開発（切目川ダム本体工）工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

- (1) 入札契約事務担当課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課（県庁南別館8階）
電話番号 073-441-3130（直通）
- (2) 入札説明書等の交付及び閲覧場所、期間及び方法等
 - ア 場所
(1) に同じ。
 - イ 期間
平成23年10月21日（金）から同年12月1日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）
 - ウ 方法
入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を上記の期間、上記の場所において交付する。また、

設計図書を上記の期間、上記の場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（CD-Rから閲覧機器へのデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

エ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者（以下「電子入札システム利用可能者」という。）は、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）より、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

(ア) 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

(イ) ダウンロード可能期間

平成23年10月21日（金）から同年12月1日（木）までの入札情報システム利用可能時間

(ウ) 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前4時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

(3) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出場所、期間及び提出方法

ア 場所

(1) に同じ。

イ 期間

平成23年10月24日（月）から同月31日（月）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、平成23年10月31日（月）は、午後2時までとする。

ウ 方法

持参すること。

(4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において電子入札利用可能者である者は、原則として電子入札システムにより、平成23年12月2日（金）から同月6日（火）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

(ア) 電子入札システム

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送の方法により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(1) に同じ。

(イ) 期間

平成23年12月2日（金）から同月6日（火）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

郵便による入札の場合は、一般書留により平成23年12月2日（金）午前9時から同月6日（火）午後5時までの間に到着すること。

(5) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書、技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。詳細は入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所 (1) に同じ。

イ 開札日 平成23年12月7日（水）

ウ 開札予定時刻 午前10時

(7) 開札は当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日 平成23年12月8日（木）

イ 公表予定時刻 午前10時

(9) 落札決定予定について

落札決定予定日 平成24年1月11日（水）

(10) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(1) の場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。

あ 利付国債又は地方債

い 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

あ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

い 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあつては10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

あ 利付国債又は地方債

い 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

あ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

い 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 所定の時刻までに入札しなかった者

(ウ) 記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

- (エ) 金額を訂正した入札書を提出した者(電子入札システムにより行った入札を除く。)
- (オ) 誤字及び脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者
- (カ) 次に該当する場合の入札参加者
 - あ 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合
 - い 4(2)ア(イ)い又は4(2)ア(ウ)に係る書類に不備があると認められる場合
- (キ) 同一の入札について2以上の入札をした者
- (ク) 工事費内訳書及び技術提案を提出しなかった者
- (ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (コ) 入札書提出の日から落札決定までにおいて、2に規定する要件を満たさない者
- (サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を全く提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
- (シ) 虚偽の技術提案を提出した者
- (ス) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- (ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者
- (タ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

イ アに該当する者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すことができるものとする。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内(休日を含まない。)に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

ウ 最高評価値入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上落札者とするものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

エ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札価格調査を行い、落札者とするものとする。調査の結果契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。

イ 標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値を評価値とする。

(6) 総合評価の評価項目

ア 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

- (ア) コンクリートの品質向上についての提案
- (イ) 基礎処理工の確実な施工についての提案
- (ウ) 基礎掘削の確実な施工についての提案
- (エ) 騒音・振動・粉じんの低減対策についての提案
- (オ) 水質汚濁対策についての提案

イ 県内のJV構成員

ウ 県産品、リサイクル製品の積極利用

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 議会の議決の要否 要

(10) 支払条件 前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成23年度 請負代金額の約8%の金額

イ 平成24年度 請負代金額の約35%の金額

ウ 平成25年度 請負代金額の約48%の金額

エ 平成26年度 請負代金額の約9%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3 (1) に同じ。

(14) 落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）

が、2に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し、入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）における（資格認定）に基づく認定を同基準の（参加資格）の（5）の資格を欠くことにより取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第6条に基づく資格認定を同基準第2条第1項第5号の資格を欠くことにより取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(15) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction work of the Kirimegawa Dam

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 2:00 P.M. 31 October 2011

(3) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system: 5:30 P.M. 6 December 2011 (tenders bring with 5:00 P.M. 6 December 2011 or submitted by mail 5:00 P.M. 6 December 2011)

(4) Contact point for tender documentation: River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department, Wakayama Prefecture Government, Komatsubara-dori 1-1, Wakayama-city, Wakayama 640-8585 TEL 073-441-3130